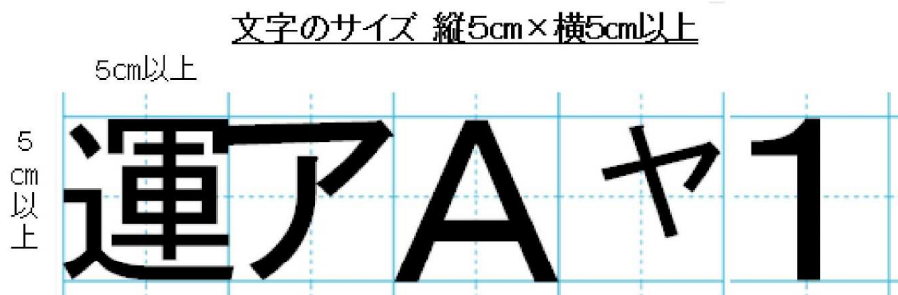


○随伴用自動車の表示の厳格化（平成 28 年 10 月 1 日実施）

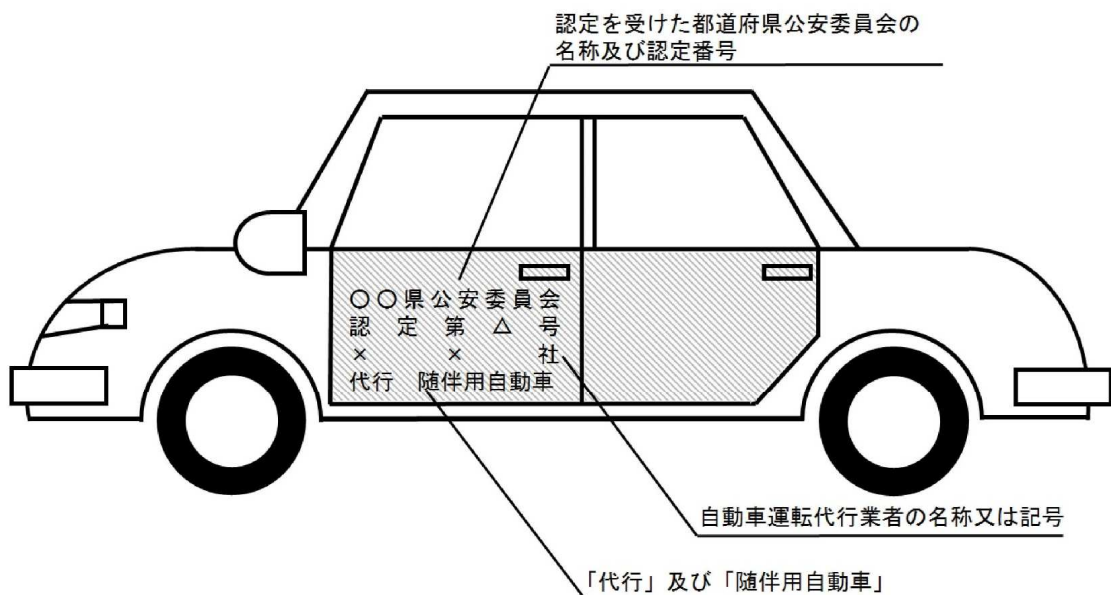
随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を告示に従い改める

改正点

- ・車体の両側面のドア部分（窓ガラスを除く）に表示する。
- ・マグネット不可
- ・文字の大きさを縦横それぞれ 5 c m 以上としなければならない。

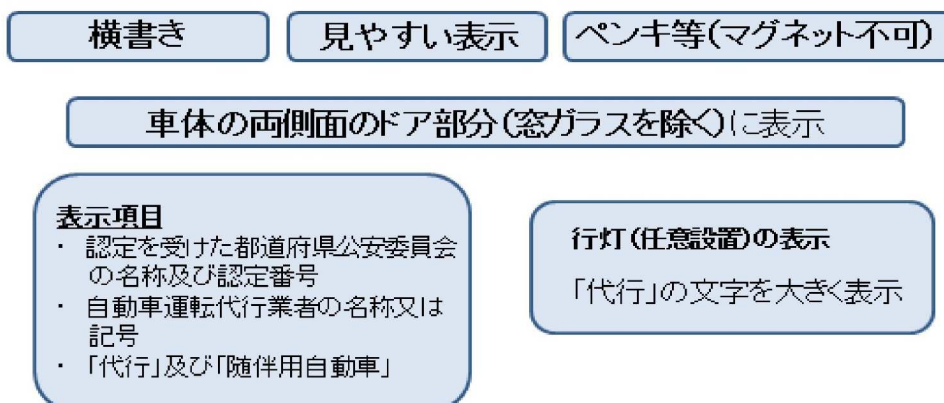


- ・公衆及び利用者に見やすい表示



※表示箇所は斜線の範囲内とする。

※補足説明



・ 文字について

促音（小さい「っ」、拗音（小さい「ゃ」「ゅ」「ょ」等）については十分に見える表示であれば、他の5 cm以上の文字より小さくても構いません。

・ 位置について

車体の両側面のドア部分（窓ガラスを除く）であれば、いずれの位置でも構いません。  
自動車運転代行業者の名称の文字数が多く、1行におさまらない場合、「株式会社」を「株」、「有限会社」を「有」と省略するのは構いませんが、名称自体の省略は認められません。  
前後ドアにまたがって表示するか、複数行にする等して表示してください。

・ 見やすい表示について

表示する文字の色が車体の塗色と同系色とならないように、また著しく線が細い等、不鮮明でないようにする

・ 「ペンキ等」に含まれるもの

ペンキ、カッティングシート、切り文字シール、マーキングフィルム、ステッカー  
注：ガムテープによる貼付け、マグネット板（接着したものを含む）は含まれない。